

平成21年第11回辰野町議会臨時会会議録

1. 召集告示年月日 平成21年 8月12日
  2. 開会場所 辰野町議事堂
  3. 開会年月日 平成21年 8月19日 午後 4時00分
  4. 議員総数 14名
  5. 出席議員数 14名
- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 矢ヶ崎 紀 男 | 2番  | 前 田 親 人 |
| 3番  | 三 堀 善 業 | 4番  | 中 谷 道 文 |
| 5番  | 中 村 守 夫 | 6番  | 永 原 良 子 |
| 7番  | 船 木 善 司 | 8番  | 岩 田 清   |
| 9番  | 根 橋 俊 夫 | 10番 | 成 瀬 恵津子 |
| 11番 | 宮 下 敏 夫 | 12番 | 宇 治 徳 庚 |
| 13番 | 山 岸 忠 幸 | 14番 | 篠 平 良 平 |

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成21年度辰野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第2号 平成20年度生活対策道路整備事業町道1号線工事請負契約  
について
- 日程第5 議案第3号 公用車（ハイブリッド塵芥車）購入契約について
- 日程第6 議案第4号 常備部消防ポンプ車購入契約について
- 日程第7 議案第5号 第1分団消防ポンプ車購入契約について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	赤 羽 八洲男
教育長	古 村 仁 士	総務課長	小 沢 辰 一
まちづくり政策課長	松 尾 一 利	住民税務課長	林 龍 太 郎
保健福祉課長	井 口 敬 子	産業振興課長	中 村 良 治
建設水道課長	増 沢 秀 行	水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘
会計管理者	竹 淵 光 雄	教育次長	林 一 昭
病院事務長	荻 原 憲 夫	福寿苑事務長	金 子 文 武

消防署長 赤羽 守 両小野国保診療所  
事務長 向山 光

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 武 井 庄 治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番 宮 下 敏 夫

議席 第12番 宇 治 徳 庚

10. 会議の顛末

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成21年第11回(8月)辰野町議会臨時会を開会いたします。欠席届けの報告を申し上げます。林社会福祉協議会事務局長が会議のため欠席しています。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第11回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第11回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄なにかとお忙しいところをご参集、ご出席いただきまして感謝を申し上げます。

近年は地球温暖化が原因と推察される異常気象による豪雨災害が各地で発生しており、当町でもさきほども申し上げましたが去る8月8日激しい雷雨に見舞われ、下辰野地区の落雷による被害をはじめ、竜東地区では出水による道路、河川、護岸、そして水道施設、林道、農地等に大きな被害が発生いたしました。諏訪市後山の観測所において記録されました1時間あたりの雨量は118mmとほぼ同時刻の降雨によるものでそれが推測されるところであります。災害対策本部を設置し消防団の皆さんの出動を要請し対応してきたところではありますが、大きな林業資産であります茸のシーズンを迎えており、できる限り早い時期の復旧に努めたいと思っております。更に8月11日には駿河湾を震源とする大きな地震があり、東海地震との関連が心配されたところではあります、地震防災対策地域判定委員会では想定される東海地

震に直接結びつくものではないと判断を下しました。有事に備え災害に強いまちづくりを更に進めてまいりたいと考えております。

さて戻ってきた夏を一層暑くしてくれている全国高校野球選手権大会であります。長野県代表の長野日大高校の我町出身の新村君をはじめとする選手の皆さんには大健闘をいただき、県勢7年ぶりにベスト16入りを果たし大きな感動を与えていております。心から町を挙げて県下挙げて支援するものであり、更なるご奮闘を期待いたしております。国政におきましても衆議院議員総選挙が昨日公示され、各党マニフェストも出揃い480議席をめぐる選挙戦が始まりました。町民の皆さんの大切な一票による、よりよい社会づくりへの参加を希望するところであります。また今期の上伊那の景況、いわゆる業況判断D・Iは5.7ポイント改善されましたが依然として厳しい経済状況下にあります。その中で地域商業の活性化策として実施致しました、総額6,000万円のプレミアム商品券の発行事業は8月8日発売となりましたが、おかげさまで短時間で盛況を迎え完売となるという状態でありました。早めの使用による効果を期待するところであります。なお、景気の指標でありますGDPが日本全体で3.5ということでプラスになったということでもあります。どん底からの3.5でありますので相当高い程度の回復が進んでおり、まだまだ辰野町にあるいは末端には行き届かないところでありますけれども、景気浮揚策が功を奏していることは間違いない事実であります。早く辰野町にもまた末端にも、そういった影響が実感できるような景気浮揚になっていただくことを望んでおります。

さて今臨時会で審議されます議案は地域介護・福祉空間整備交付金等を財源とする「平成21年度一般会計補正予算（第3号）」及び「道路整備事業工事の請負契約について」1件、「塵芥車、消防ポンプ車の購入契約について」3件、合わせて計5議案であります。提案時ご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます。臨時会招集にあたっての挨拶とさせていただきます。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席11番、宮下敏夫議員議席12番、宇治徳庚議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件はあらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成21年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

(事務局長 議案第1号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成21年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、国の内示に伴う介護予防空間整備事業及び8月8日の集中豪雨による災害復旧であります。この補正予算総額は6,420万4,000円の追加であり予算総額は77億1,166万円となりました。この概要を申し上げますと歳入につきましては、分担金、負担金、国庫補助金及び繰越金の増額補正であります。歳出につきましては、民生費でグレイスフル辰野への補助金、宮木介護予防センター改修工事及び南湯舟介護予防センター建設工事に伴います委託料、工事請負費等であります。土木費では、準用河川の穴山川の整備に伴う重機等借上料であります。災害復旧費では、林道及び作業道の復旧に伴う重機借上料及び河川・道路の査定測量であります。なお災害に認定されるためには測量、設計、発注これらが済むまで一切、手を着けては災害に認定されないというのが常道でありますので、さりとてそれを待っていますと地域の特に穴山、もう一つは青山の方にもそのようではありますが、地元の茸山が沢山ありましてそれに対して道路をどうしても開けて欲しいということであります。手を着けて道路を復旧しますと国の災害が取れないわけでありまして、町単で行うという形を地元の強い要望により決意せざるを得ないものも含んでおります。なおまたそのことにつきましても、国の方へ掛け合っただけ国の災害費を特別認めてもらうような運動はいたしております。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じまして関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宇治（12番）

歳出のですね9ページですけど社会福祉費のグレースフルの辰野スプリンクラーの整備事業、これはこの金額が1箇所のコツ額なのかそれとも何箇所かあるのかお尋ねします。

○保健福祉課長

この交付金につきましては平成23年度までの時限立法でございますが、消防法施行令の改正で275㎡以上の福祉施設等には平成24年3月31日までにスプリンクラー設置が義務付けられたことに伴いまして、グレースフル辰野にスプリンクラーを設置するものでございます。補助内容につきましてはグレースフル辰野の床面積が316㎡で㎡単価が9,000円、総額で284万4,000円の補助金でございます。

○議長

何箇所それを付けるかという。

○保健福祉課長

はい、1箇所でございます。

○議長

他にございますか。

○船木（7番）

今のスプリンクラーに関連してでありますけれども、23年度までの時限立法それに伴ってのそのスプリンクラーの設置義務というのは承知しておりますけれども、突然出てきたような気がいたします、それはなぜでしょうか。それと辰野町に他に該当箇所があるのかないか伺います。以上です。

○保健福祉課長

この地域介護福祉空間整備交付金につきましては、それぞれの福祉施設の方にもご案内が行っております。それでグレースフル辰野の方につきましてもご案内が行く中で、まだ設置が済んでおりませんでしたのでグレースフル辰野の方から要望がありまして、今回の第一次募集に応募させていただきました。次の辰野町以外の施設ということでございましょうか？町内につきましては第2グレースフル辰野につきましても設置当時にもう既にスプリンクラーが設置されておりますので、今回の

この補助に該当する施設はグレイスフル辰野、1箇所でございます。

○町 長

スプリンクラーの箇所数ということですが、1箇所というのは吹き出し口が1箇所ということではなく、設備そのものが1箇所って言いますか、一つの施設でパイプを張ってって何箇所かへ当然噴霧されるものだというふうに解釈いたしております。以上です。

○船木（7番）

今のに関連しますけれども、スプリンクラーの設置義務というのがなぜここで出てきたかということをお伺いしたかったところです、お願いします。

○消防署長

その件につきましては平成18年1月の8日の日に長崎県の大村市、ここにある認知症、高齢者グループホームでやすらぎの里・さくら館という所で火災が発生しまして279.1㎡の建物全焼、死者7名、負傷者3名の犠牲者を出したということで消防施行令の一部を改正する政令が平成19年の6月13日、それから平成21の4月1日に施行されております。以上です。

○議 長

他にございますか。

○岩 田（8番）

9ページですね宮木地区介護予防空間整備事業についてでございますけれども、基本的には賛成ですけれども、2点ほど町の基本認識をお伺いしてですね、それを共有しておかなきゃいけないかなと思って質問させていただきます。一つはですねエレベーターのメンテナンスの費用というものは年間どのくらい掛かるものなのか、そしてですねそれを宮木区の方に「これくらい掛かるもんだよ」ということをですね資料として、あるいは会ってですね示しているかどうか。それから2番目の質問に関連しますけれども、耐用年数というものがございますからこれは所有がどこになるのか、これは建築基準法上は10㎡以下なので新たな登記は必要ないということですが、宮木区ということになれば私の認識でいえば権利なき社団ということになりますので、所有権はない筈ですので、そうすると例えば耐用年数が来ましてベルトそれから動力部ですね部品の取替え、そういうことが起こった場合はですねこの費用になるのか、これが1番目の質問でございます。それからですね2

番目の質問でございますけれども、高齢者や車イスの使用者がですね利用できる  
非常に便利なものなんですけれども、シンドラの事故に見られるようにですね、  
管理責任というものが非常に問われる時代でございます。さきほど申しましたよう  
にですねもし何かそういうトラブル、もし事故があった場合ですねどういう形の町  
はですね、これは宮木区の責任になるのか、町の責任になるのか、あるいは町は一  
切そういうことは引き渡せば管理責任は区にあるよという形なのか、そのへんの基  
本認識をお伺いしたいと思います。

○町 長

エレベーターにつきましてであります、下辰野地区に3階建てに付けたと、大  
広間が3階にあるためでありますし宮木の場合は2階であります。やはり大広間が  
2階にあるということで、高齢社会に向けてお年寄りでも楽にその場所へ行けると、  
介護予防を受けれる、あるいは集会に出れる、いろんなこともできるということ  
です。ご質問の内容はメンテナンスの問題ということで月々点  
検が義務付けられております。メンテナンス費用は約年間30万ぐらいというふう  
に私は認識いたしておりますが、これは下辰野で3階まで上がるものの中で36万でし  
たかちょっとその近辺であります。はっきりした数字はありませんが、また課長  
の方で分かれば説明いたしますが、そのぐらい掛かりますがこれは付けました区  
の費用でそれは払ってもらうということになります。宮木区に対しましても下辰野  
の例がありましたので、その旨は説明いたしてありますし宮木区で了承いたして  
おります。所有につきましてはこれ建物自体が全部、免税のためという言い方おかし  
いですが、公民館その他も設置いたしますと、地元で建てても町で建ててもい  
ずれにしても区で使うわけですが、辰野町の所有に全部なっております。したが  
いまして免税という形になります。したがいましてこのエレベーター自体も付  
帯設備でありますので当然町の方へ名義が、名義と言いますか名義はそのよ  
うになるように、と思っております。多分そうなるということではあります  
が、確認していませんけれども事実上はそうなります。ただし使用する責任、  
使用管理につきましては区がやります。したがいましてそういったこと  
に対しまして使用、安全責任なども区の方にあると、所有権だけ町にある、  
使用権は区にあると、このように考えているところ  
であります。以上であります、何か落としてますか？ 沢山ありましたので。

○議 長

よろしいですか。

○岩田（8番）

答弁漏れはですね、耐用年数が来た場合のですね部品の交換の費用はどこが持つのか、ですから使用管理責任があるのは宮木区ということですがけれども、所有権が町にあるなら町がもたなきゃいけないのかなと思うわけですがけれども。それからですね今の使用管理責任は区にあると言いますがけれども、要するに区というのは正式にさきほど申したように、登記した要するに社団、あるいは法人ではないので、しかしですね「民事訴訟法の29条における法人でない社団、または財団で代表者または管理人の定めがある者はその名において訴え、また訴えられることができる」という情報を提供してよろしいでしょうか。

○町 長

耐用年数が来た時の部品交換、あるいはまた全部交換いろんなことが考えられます。建物自体もこれから50年とか30年経てばそのようになってくるかと思えます。このことにつきましてはその時の町政と区と話し合いの中で進めていくものと、このように考えてます。毎月の点検の中で簡単な軽微な部品の交換などは、担当区でやっていただくとこのようにお願いしてあります。責任につきましては今のように入管理責任が区にありますので、そちらの方でお願いするという形にもっていきます。以上です。

○議 長

他にございますか。

○中村（5番）

ちょっと違う問題に入ってしまったものですから、ちょっと戻りますけれども、グレースフルのスプリンクラーの件ですが、面積によってスプリンクラー取り付け義務がないということと、広さちょっとどのくらいか分かりませんがそれを教えていただきたいのと、それから平屋ではスプリンクラーの取り付け義務がないというようなことを聞いたことがあります、そのへんはいかがでしょう。どうせ国から補助金が出るやつですから良いと思いますけれど、すみません。

○保健福祉課長

さきほどの消防法施行令の改正によりますと 275 m<sup>2</sup>以上ですので、約坪に直すと



83坪ぐらいですかね、それ以上の福祉施設、その福祉施設につきましても細かい決まりがありまして「災害発生時に自力で避難が著しく困難な者が入所する社会福祉施設等」になっております。今回の国の補助金の内容につきますと対象施設としては認知症、高齢者グループホーム、小規模介護老人保健施設、小規模の特別養護老人ホームなどとなっております。以上でございます。

○議長

よろしいですか。

○中村（5番）

平屋は義務がないってようなことを聞いておりますけれども、そのへんは。

○保健福祉課長

今回のグレースフル辰野につきましては一部2階建てになっております。

○議長

他にございますか。

○消防署長

平屋につきましても、設置義務はございます。以上です。

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第2号平成20年度生活対策道路整備事業町道1号線工事請負契約についてを議題といたします。議案の朗読をいたします。

○事務局長

（事務局長 議案第2号 朗読）

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第2号平成20年度生活対策道路整備事業町道1号線工事請負契約につしまし

て、提案理由を説明申し上げます。平成20年度生活対策道路整備事業町道1号線工事につきましては、平成21年7月28日一般競争入札に附しました結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結したいため辰野町議会の議決に附するべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は平成20年度生活対策道路整備事業町道1号線工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は4,137万円、契約の相手方は辰野町大字赤羽747番地1、有限会社ソウワでございます。なお一般競争入札の応札者は4社でございました。以上提案理由を申し上げます。工事概要につきましては建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

○建設水道課長

それでは町道1号線生活対策道路整備事業の工事の概要につきまして説明申し上げます。場所につきましては現在工事を行っている城前橋の現場から宮木の駅までの延長300mでございます。その中の車道の部分と歩道部分の舗装工、車道の舗装につきましては入替工と言いまして地盤がかなり傷んでいるものですから、土を入れ替えましてその上に舗装をかけていくというそういう工事であります。あと舗装につきましても、両側の舗装約3mの幅でございますが傷んでいる関係で歩道の舗装につきましても打ち変えを行います。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○船木（7番）

辰野町の入札制度、これを調べてみますと舗装工事の場合は1,000万以上5,000万未満の場合は経営事項審査結果、この点数がですね700点以上かと思えます。今回のこの案件は5,000万円以上というふうに思われますんでそれ以上になるかなというふうに思いますが、今回のこの点数の考え方についてお伺いをいたします。以上です。

○まちづくり政策課長

それでは今回の発注標準につきましてお答え申し上げます。辰野町のホームページで公開されておりますけれども、平成21年度辰野町建設工事発注標準表ということございまして、舗装工事につきましては船木議員ご指摘のとおり1,000万以上

5,000万円未満につきましては700点以上ということになっております。議会の議決を要する5,000万円以上の予定価格の工事の点数については辰野町建設工事請負人選定委員会において別に決定するというように、同じく標準表に記載をしております。ですので今回辰野町建設工事請負人選定委員会におきまして予定価格が5,000万円以上でございましたので舗装で総合評点750点以上の者ということで決定をいたしました。以上でございます。

○議長

他にございますか。

○根橋（9番）

応札者4社の全社の名前とそれから有限会社ソウワにつきましてはちょっと私もあんまり今まで町内等の実績って言いますかね、よく分からない部分があるんですが、過去どのような実績があるかっていうことと、資本金についてお伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

4社の応札者につきましては、有限会社ソウワ、沖山建設株式会社、松田建設株式会社、小野工業株式会社でございます。ご指摘の資本金等につきましては手元に資料がございませんので取り寄せますのでお願いをいたします。

○根橋（9番）

この1、2年の有限会社ソウワさんのこの該当工事の実績は分かるでしょうか。

○まちづくり政策課長

実績につきましても手元に資料がございませんので、後ほどお知らせをしたいと思います。

○根橋（9番）

意見ですけれども、これ選定委員会にかけてそれから当然その時に実績等も調べられた筈なんですよね。正確に例えば何年にどこの事業、何千万という形じゃなくても結構なんですけれども有限会社ソウワさんがされた県、町関係のこういった事業の実績はあるわけですね。あるかないかそれだけ教えてください。

○副町長

今回のですね件につきましては受注型一般競争入札ということですので、その町の方で750点以上という設定をしている中に該当してくればそれは応札の資

格があるわけでありますので、その中で落札すれば当然その業者が請け負うところという形になりますので中の資本金であるとか、そういうことに関しては今回はお答えすることでもないといんなように考えております。

○議 長

他にございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 2 号平成21年度生活対策道路整備業町道 1 号線工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 3 号公用車（ハイブリッド塵芥車）購入契約についてを議題といたします。議案の朗読をいたします。

○事務局長

(事務局長 議案第 3 号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 3 号公用車（ハイブリッド塵芥車）購入契約につきまして提案理由を説明申し上げます。公用車（ハイブリッド塵芥車）購入契約につきましては、平成21年 7 月 28 日指名競争入札に附しました結果、落札者が決定しましたので購入契約を締結したため辰野町議会の議決に附すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は公用車（ハイブリッド塵芥車）購入 1 台でございます。契約の方法は指名競争入札、契約金額が 1,069 万 9,500 円、契約の相手方は辰野町大字樋口 569 番地の 1、有限会社中谷自動車工業でございます。なお指名競争入札の応札者は 7 社でありました。以上提案理由を申し上げます。概要につきましては住民税務課長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上で

す。

○住民税務課長

塵芥車につきましてはパッカー車またはゴミ収集車ということでございますけれども、排気量が4,700cc、ゴミの最大積載量は2,250kgであります。ハイブリッドの特徴でありますけれども、直列4気筒のディーゼルエンジンとハイブリッドシステムを組み合わせ、低燃費を実現しました。モーターがエンジンをトルクアシスト、つまりモーターが回転力を補助することによって発進、加速の負担を軽減し従来のエンジンよりも省エネで走行することが可能であります。また信号待ちなどで停車時に自動的にエンジンがストップし燃費、排出ガス、騒音を低減することができます。これ国の施策でありますけれども地方公共団体が率先してハイブリッド車を導入することによってCO<sub>2</sub>の削減、少しでも地球温暖化防止になればと考え購入させていただきます。以上説明を申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号公用車（ハイブリッド塵芥車）購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号常備部消防ポンプ車購入契約についてを議題といたします。議案の朗読をいたします。

○事務局長

(事務局長 議案第4号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第4号常備部消防ポンプ車購入契約につきまして提案理由を説明申し上げます。

す。常備部消防ポンプ自動車購入につきましては、平成21年8月12日指名競争入札に附しました結果落札者が決定しましたので、購入契約を締結したいため辰野町議会の議決に附すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は常備部消防ポンプ自動車購入1台、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1,947万7,500円、契約の相手方は上伊那郡南箕輪村885番地1、晴海産業株式会社でございます。指名競争入札の応札者は3社ございました。以上提案理由を申し上げます。概要につきましては消防署長から説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

#### ○消防署長

それでは常備部の消防ポンプの概要を申し上げます。車輛につきましては車高の低い低小型の四輪駆動方式で、ダブルキャブ型を採用し乗車定員につきましては、キャブ内に6名、艤装後の後部座席を取り付け2名追加となり合計8名乗車となります。また車輛走行時にキャブ内と後部座席が連絡を取れるように会話のできる装置を取り付け、現場到着までに情報収集を団員に安全に周知できるようにしてあります。車輛艤装でございますが、積載物の管理、保管、落下等を考慮しまして左右あるいは後部にアルミシャッター式の収納スペースを採用し積載器具の確保と安全性を施してあります。またポンプ車操法に対応するため器具の積載位置や取り付け位置にも考慮し高さや位置を調節し、迅速・安全にポンプ操法が行えるように艤装してあります。また消防団員の負担を考慮しまして、機械器具を全般には安全性の高いより軽量の器具を装備しました。以上が概要でございます。

#### ○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

#### ○船木（7番）

今指名業者は3社というふうにお聞きしましたけれども、この中に町内業者が含まれているのかどうかはまず1点、それからこういう消防自動車の今までの耐用年数っていうのはどのくらいか、またこれがどのくらい、新しいのはどのくらいの耐用年数になるのか、それから特殊な自動車と思えますんで納期というものが相当あるんじゃないかというふうに思います、この納期についてはどうなのか。次がですねこれ5号議案の中に全く同じ状況で出ておるんですけども、この仕様が4と5は

違うのかどうなのかという点、以上です。お願いします。

○まちづくり政策課長

指名の業者3社でございますが要件的にはですね消防ポンプ自動車を販売取扱店でありまして、アルミ消防ポンプを搭載できる者という形でございますので、町内業者はございません。

○消防署長

質問が何点か出まして落ちがあるかもしれませんが、まず最初に常備車と5号議案のものとは仕様は全く同じでございます。それから耐用年数、常備車につきましては昭和57年10月23日の登録日でございます。で耐用年数という質問がございましたが、大事に使って長く持たせるということでやっております。

○船木（7番）

納期は？

○消防署長

失礼しました。平成22年の2月28日でございます。

○船木（7番）

耐用年数っていうのは、じゃあないっていう判断ですね。

○消防署長

特に決めはございません。

○議 長

他にございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第4号常備部消防ポンプ車購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第7、議案第5号第一分団消防ポンプ車購入契約についてを議題といたします。議案の朗読をいたせます。

○事務局長

(事務局長 議案第 5 号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 5 号第一分団消防ポンプ車購入契約につきまして提案理由を説明申し上げます。第一分団消防ポンプ車購入につきましては平成21年 8 月12日指名競争入札に附しました結果落札者が決定しましたので、購入契約を締結したいため辰野町議会の議決に附すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は第一分団消防ポンプ自動車購入 1 台、契約の方法は指名競争入札、契約金額は 1,947 万 7,500 円、契約の相手方は上伊那郡南箕輪村 885 番地 1、晴海産業株式会社でございます。指名競争入札の応札者は 3 社ございました。以上提案理由を申し上げます。概要につきましては消防署長から説明申し上げますのでご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○消防署長

第 1 分団の消防ポンプ購入契約でございますが、仕様につきましては議案第 4 号の常備部と仕様につきましては全く同じでございますので、省略させていただきます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○宇治 (12番)

第 1 分団の消防車についてはお聞きするところによると、自衛隊のご配慮もあるというふうにお聞きしておりますけれども、使用にあたって何かそういう制約があるかないかというところが 1 点、それから一番古い消防車が 2 台更新されるということですから、次が変わっていくものは今後もハイブリッド車であるという考え方でよろしいかどうかをお聞きいたします。

○消防署長

消防ポンプ車についてはハイブリッド車が出ておりませんので今のところ考えておりません。以上です。



○議 長

他にございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号第1分団消防ポンプ車購入契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。以上で本臨時会に付議された事件は全部終了いたしました。よって平成21年第11回(8月)辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

#### 1 1 . 閉会の時期

午後 4 時 48分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 武井庄治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番